

平成26年10月21日判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 藤田綾子  
 平成26年(イ)第26号不当利得返還請求事件

(平成26年9月24日口頭弁論終結)

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

田 邊 一 隆

田 畑 元 久

京都市

被 告

同代表者代表取締役

同 訴 訟 代 理 人

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、150万0460円及び内102万5336円に対する平成26年3月21日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、150万7546円及び内103万0131円に対する平成26年3月21日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 主文第3項と同じ

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

本件は、原告が、貸金業法所定の貸金業者である被告との間で、金銭の複数回の借入及び弁済という取引を継続した結果、これを利息制限法所定の利率（以下「制限利率」という。）によって充当計算すると、別紙計算書1のとおり、過払金が生じたとして、被告に対し、不当利得返還請求として過払金元金103万0131円、過払利息47万7415円及び過払金元金に対する平成26年3月21日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による利息の支払を求めている事案である。

2 当事者間に争いのない事実

- (1) 被告は、貸金業法所定の貸金業者である。
- (2) 原告と被告とは、平成4年11月18日から平成17年3月7日まで、金銭消費貸借取引を行ってきた。

### 第3 当裁判所の判断

被告は、原告との取引について、その取引日、貸付額及び返済額については被告作成取引計算書と合致する範囲で認めており、当事者間の取引に制限利率を適用することを認めている。

また、被告は取引履歴の計算方法について、原告が約定の支払期日を徒過して支払えば期限の利益を喪失する約款が存在するので、約定支払期日の初回延滞日の翌日から支払済みに至るまで損害金が当然に発生し、これを遅延損害金利率で充当計算すべきであるとし、仮にこの主張が認められなくても、原告は約定の支払期日を怠った以降次回貸付までの期間は遅延損害金利率で計算すべきであると被告は主張する。しかるに、被告は、前記約定が存することは立証する（乙1，2）ものの、実際に原告から遅延損害金利率で返済金を受け取っていたことは立証していない。すると、期限の利益喪失約款があっても、期限の利益を喪失させて一括請求するか否かは被告の意思にかかっていることから、実際に被告が原告に対して損害金を徴収していたか否かが分からないし、被告が実際には損害金として返済を受けていたのでなければ、被告の主張には理由がない。ただ、被告が開示した取引履歴によれば、被告自身、原告の支払については、約定支払期日の翌日から実際の支払日まで遅延損害金利率を適用して計算している事実が認められる（甲1）。前記のとおり、当事者の約定上、支払期日経過分の損害金を支払う約定がなされている（乙1）以上、この限度において遅延損害金利率が適用されるべきであり、別紙計算書2のとおり、当事者間の取引に遅延損害金利率を含む制限利率を適用すれば過払金が発生している事実が認められる。

また、被告は悪意の受益者であることを否認ないし争い、貸金業法の法律要件の充足について、一般的取扱などを主張し、これに当たらないとも主張するが、一般論を主張しても、本件についてどのように扱われたかは依然不明であり、結局本件については、同要件を何ら主張立証していないことになるので、制限利率を超えることを知りながら、それを超える利息による返済を受けていた悪意の受益者と言わざるを得ず、過払金に対する利息を負担すべきである。

また、被告は、これと共に、過払金元金を返還すべき範囲は、被告の営業収益から換算した被告の現存利益の範囲内に留まるとも主張するようであるが、被告は悪意の受益者と認められ、同主張は独自の见解であるとしか言えないので、同主張には理由がない。

なお、被告は、被告が悪意の受益者と認められた場合の利息の起算日を争い、その起算日を本件訴状送達日の翌日とすべきであると主張するが、その理由を明らかにしないので、被告の主張に理由はない。

以上によれば、原告の請求は主文の限度で理由があり、その余は理由がないので、主文のとおり判決する。

なお、仮執行免脱宣言の申立て及び仮執行宣言の執行開始時期を判決が被告

に送達された後14日経過した時とする申立てについては、その必要がないものと認め、これを却下する。

柳井簡易裁判所

裁判官 谷 生 浩 章

これは正本である。

平成26年10月21日

柳井簡易裁判所

裁判所書記官 藤 田 綾

